

# 三鷹市オープンデータの推進に関する取組方針

## 第1 総則

### 1 趣旨

本方針は、三鷹市（以下「市」という。）が保有する行政情報のオープンデータ化を推進する際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

### 2 用語の定義

#### (1) オープンデータ

「機械判読に適した形式」で「無償で利用」できること、かつ「営利目的、非営利目的を問わず二次利用が可能な利用ルールが適用」されて公開するデジタルデータのことをいう。

#### (2) 市民、事業者等

市民（市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人）及び事業者等（市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体）

#### (3) データ利用者

市のオープンデータを利用する全ての者のことをいう。

### 3 本方針の改訂

本方針の内容は、今後の国の検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改訂していくものとする。

## 第2 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

### 1 考え方の基礎

三鷹市自治基本条例（平成17年条例第17号）では、市政運営の基本に参加と協働のまちづくりを掲げ、その前提として積極的な情報公開及び情報提供が行われていなければならないと定めている。したがって、積極的な情報公開により市民、事業者等との協働のまちづくりを推進するため、オープンデータを利活用することを基本的な考え方として取組む。

### 2 推進の目的

#### (1) 行政の透明性・信頼性の向上

市が保有する行政情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

## (2) 行政情報の共有及び協働による地域課題の解決

教育・研究機関（小学校、中学校、高等学校、大学及び専門学校等）をはじめ、市民、事業者等と連携し、行政情報を共有することにより、民学産公の協働をさらに促進するとともに、協働による地域課題の解決を図る。

## (3) 地域経済の活性化

市民、事業者等が、行政情報の編集、加工、分析などを行い、利活用することにより、新たなビジネスやサービスが創出され、地域経済の活性化が進むことを促す。

# 第3 オープンデータの取組の方向性

## 1 オープンデータ化の対象

### (1) オープンデータとして公開する範囲

市が保有する行政情報は市民との共有財産であるとの認識に立ち、原則として全ての行政情報をオープンデータとして公開する。

ただし、個人情報を含むもの等、公開することが適当でない行政情報については、オープンデータとして公開しない。

また、公開するデータにおいても、特定の個人等の匿名性を確保しつつ、データの利用による有用性が両立かつ均衡するよう努めることとする。

### (2) 優先的かつ重点的に取り組む情報

オープンデータ化の推進に当たり、データ利用者のニーズが高いと認められる分野の情報は、優先的かつ重点的にオープンデータ化を進めることとする。

### (3) 個人又は法人等から取得した情報の扱い

取得した情報のオープンデータ化が当該情報提供者又は第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前に当該情報提供者等から許諾を得ることとする。

### (4) 個人の行動及び状態等に関する情報の扱い

個人の行動及び状態等に関する情報（いわゆるパーソナルデータ）については、適用範囲及び匿名化の方法等を慎重に検討する必要があることから、当面の間、同情報を適正に扱うための準備を進めることとし、その公開は行わないものとする。

## 2 二次利用促進に向けたオープンデータ化のルール

### (1) データ形式

原則として、コンピュータで機械判読に適したデータ形式で公開することとする。経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構が整備を進めているデータの標準基盤及びオープンデータの達成度の評価指標として標準的に用いられている指標

を参考に、より利用がしやすい用語及び形式での公開に努める。

(2) 公開場所

市のホームページ上に「オープンデータカタログページ」（以下、「カタログページ」という。）を整備し、オープンデータを公開する。

(3) 公開情報の二次利用の原則

オープンデータとして公開した情報は、原則として「政府標準利用規約」に準じて取り扱うこととし、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることとする。

(4) 利用上の免責事項等の表示

カタログページ上で利用方法を案内するとともに、免責事項及び注意事項等を掲載する。

3 利活用推進のための取組

(1) データ利用者のニーズを反映

データ利用者からの問い合わせ等によりニーズを把握し、可能な限り、ニーズを踏まえた取組を進める。

(2) 他自治体等との連携

データ利用者の利便性を確保するため、オープンデータを整備する際には、可能な限り、他の地方公共団体や国と連携を行う。

(3) 協働による利活用の推進

市のオープンデータを利活用する教育・研究機関、市民、事業者等の取組については、その趣旨及び内容を検討した上で、協働により積極的に利活用を推進する。

4 運用体制

(1) 運用

市の保有する行政情報をオープンデータとして公開し、適切に運用するため、「三鷹市オープンデータ運用手順書（仮称）」を作成する。

(2) 体制

企画部企画経営課、同部広報メディア課及び同部情報推進課の3課がオープンデータの運用担当課として全体的な調整を図りつつ、取組を推進する。

また、オープンデータの適切な管理運用を行うため、企画部調整担当部長を委員長とする管理運用会議を設置し、本方針に基づく運用に関して必要な事項を決定するほか、オープンデータとして公開する情報について、本方針で定める公開範囲と合致しているか、確認、審査等を行う。